

第 7 回、第 8 回代表者会における議論の結果について

大項目	番号	議論の内容	議論の結果
前 文	①	・既に上越市は合併しており、合併している上越市が条例をつくるという書き方をすることについて	・字句の修正程度に留める。 【事務局案】 1 行目 「上越地域の市町村は」 → 「上越地域は」 6 行目 「私たち上越地域の 1 4 市町村の住民は」 → 「私たちは」
	②	・まちづくりの担い手は、基本的には「市民」であるが、「市民」と「市議会」と「行政」の三者が力を合わせていかなければならないという共通認識を「前文」に書くことについて	・考え方は理解できるが、あくまで「市民」がいて「議会」と「市長」がある。 ・考え方を条文の中に入れ込んでいく。
	③	・前文はできるだけシンプルにすることについて	・内容を絞りに絞って作ったのがこのタタキ台であり、これが一番シンプルである。このままでよい。
住民投票制度	①	・議員が議会の中で提案する意味の「発議」と、議会という機関としての意思表示である「発議」を混同しないように整理することについて	・違いが明確にわかるような形で表していく。
	②	・実施の請求権の規定の他に、「市長が実施しなければならない」という規定を加えることについて	・全く賛成であり、この規定を加えることで、市長は自動的に実施しなければならないという形にする。
	③	・「投票資格者の年齢条件などは事案ごとに違ってくる」という非常設型推進会派の意見に対しての考え方について	・案件によって年齢などの条件が変わるということはあってはならない。住民投票にかけるくらいの重要問題について、範囲を狭めたり広げたりすること自体が非常に政策的な話であり、本来の住民投票の意味がなくなることから、この意見は受け入れがたい。
	④	・自治基本条例の中で、住民投票制度についてはどこまでを規定すべきかについて	・頻繁に改正すべきでない基本的な部分についてのみ自治基本条例に規定し、それ以外は常設型の住民投票条例に委ねる。
	⑤	・「市民」だけでなく、「市議会」と「市長」の発議権まで自治基本条例に規定すること	・三者が対等に権限を持つところをあらためて謳うべきであることから、「市議会」と「市長」の発議権についても規定する。
	⑥	・「市議会」の発議には、少なくとも過半数の議決による議会としての意思表示が必要とすることについて	・議決をもって議会の意思表示となるという考えから、少なくとも過半数による議決を経たうえで、議会として発議することを規定する。
	⑦	・住民投票の結果について、「市長が尊重しなければならない」という規定に留まらず、「議会も尊重しなければならない」と規定することについて	・法を侵さないのであれば、そのように規定する。
	⑦-2	・住民投票の結果について、「市民も尊重しなければならない」と規定することについて	・再度事務局で検討したうえで協議する。
	⑧	・「市民」の請求権について、「〇〇分の 1 以上」という数字を具体的に示すことについて	・直接請求の「50 分の 1 以上」という権利が残っているのであれば、ハードルは高くてもよい。 ・有権者が 15 万人だとすれば、5 分の 1 で 3 万人であり、特定政党が組織的に集めれば集まってしまう。もう少し高く、4 分の 1～5 分の 1 ということで仮留めする。
市議会の責務	①	・監視機能だけではなく、政策立案機能、立法機能を発揮することを加えることについて	・法律に書いてあることであるが、常識の範囲内で基本的な部分を入れていく。 ・細かい権限のことではなく、特別委員会のまとめに書かれている程度の言葉で、「法律に基づいてもっと権限を発揮してほしい」ということがわかるような感じで書く。
	②	・議会の責務だけではなく、議員の責務も明記することについて	・頭出しという観点から、次の倫理条例や議会基本条例などにつながっていくような程度の規定を入れる。
	③	・市民の「権利」と「責務」、議会及び市長の「権限」と「責務」は表裏の関係であり、それぞれ対で規定することについて	・市民については「権利」と「役割」、議会及び市長については「権限」と「責務」として、対で規定する。 ・市民の「役割」は、市民が果たすべき役割として、「こういうことをしましょう」という投げ掛け的な書き方をする。（「選挙にあたって、議員の責務を果たせるような候補者を選ぶようにしましょう」という程度のもの） ・議会と市長の「権限」については、「法令に定められた権限を確実に果たしてほしい」という程度でサラッと書く。
	※		・タタキ台の第 1 項の 4 行は文章が長くて難しいので、第 2 項のように、やらなければいけないことを箇条書きに整理する。（第 5 回で決定）
自治基本条例の最高規範性、改正手続	①	・一定の期間を設けて、見直しをする規定を加えることについて	・自治基本条例がきちんと機能しているか、あるいはその時代の状況に適応しているかを検証するという意味合いも含めて、改正手続とセットでもう一度考えていく。
	②	・改正手続（制定手続を含む）に住民投票、特別多数決を組み合わせることについて	・3～4 つ程度のパターンに整理をしたうえで、もう一度考えていく。
	③	・法令の解釈や運用にあたっては、自治基本条例の主旨に基づいて行うことを加えることについて	・法令に違反しない範囲で、運用や解釈について、極力この自治基本条例の主旨に基づいて運用や解釈を行っていくことを加える。（挑戦していく）
	④	・廃止手続は規定する必要があるとのことについて	・法制執務上、必ずしも必要としないのであれば、規定しなくてもよい。（確定した考えではない）

※本資料は、平成 19 年 3 月 22 日（木）開催の第 9 回代表者会の資料における関係箇所を抜粋したものである